

広報お知らせ号

2025年(令和7年)

3月15日発行

〒038-3803

藤崎町大字西豊田一丁目1番地
藤崎町経営戦略課企画調整係

☎88-8258

町税の納め忘れはありませんか

町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、町が様々な行政サービスを提供するための大切な財源であり、町民の皆さんが健康で安全・快適に暮らすために使われています。

本年度分の町税に納め忘れがないか、今一度ご確認ください。万一納め忘れのある場合は、すみやかに納付してください。

なお、納付書記載の納期限を過ぎている場合でも、金融機関・役場会計課・常盤出張所窓口で納付することができます。(コンビニ・スマホ払いは利用できません。)

また、税務課では「納税相談」を随時受け付けていますので、納税についてお悩みがあるときは、お早めにご相談ください。(毎週水曜日は午後6時30分まで窓口延長しています。)

☆お問合せ 税務課収納係 ☎88-8151

大雪による損壊家屋等の 固定資産税の減免について

町内に固定資産を所有している方で、令和6年12月28日からの大雪により課税されている家屋や償却資産が著しく損壊した場合、その被害の程度により令和7年度固定資産税の減免を受けられる場合があります。

減免を受けようとする場合は、申請書を提出していただく必要がありますので、詳しくは税務課固定資産税係までお問合せください。

なお、減免の対象となるものは固定資産税の課税対象物件に限り、窓や屋根の一部破損など軽微なものは対象となりません。(被害が家屋の価格の2割以上であること。)

☆お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88-8146

新しい食の魅力創生事業 新商品発表会を開催します！

町では、町の農産物を活用した商品開発を支援しています。令和6年度は、6つの新商品が誕生しました。その成果を皆さまにぜひ知ってもらいたく、新商品発表会を開催します。試食もごさいますので、お誘い合わせのうえ、ぜひお越しください！

☆日 時 3月20日(木・祝) 午前10時30分～
☆場 所 ふじさき食彩テラス2階 フリースペース
☆定 員 20名程度
☆参加方法 事前の申込等は不要です。

※発表会の様子は町公式YouTubeチャンネル「ふじさんぽ」でライブ配信します。(https://www.youtube.com/@fujisakitown)

☆お問合せ 経営戦略課戦略推進係 ☎88-8236



東北財務局青森財務事務所からのお知らせ

東日本大震災や平成27年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害により影響を受けた個人や個人事業主の方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問合せください。
※債務の免除等には、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要になります。

☆ガイドラインを利用するメリット
○弁護士等の登録支援専門家による手続支援が無料で受けられます。
○財産の一部を手元に残せます。ただし、被災状況、生活状況などの個別事情により異なります。
○債務整理をしたことは個人情報情報として登録されません。

☆お問合せ 東北財務局青森財務事務所 理財課 ☎017-722-1463

藤崎町斎場の公衆電話撤去について

藤崎町斎場に設置されている公衆電話は、利用の減少に伴い、**令和7年5月25日(日)**をもって撤去することになりました。
藤崎町斎場の利用申込み等については、住民課住民係で受け付けます。

☆お問合せ 住民課住民係 ☎88-8163

※土日祝日は☎75-3111にお問合せください。

上下水道課からのお知らせ

町上下水道事業は、利用する皆さんにご負担いただいた上下水道料金等で安全な水をお届けし、また、汚水をきれいにする施設の整備や更新を行っています。

◆上下水道使用料の納め忘れはありませんか？

令和6年度の上下水道使用料金の納め忘れがないかご確認ください。納め忘れのある場合は納付をお願いします。様々な理由により納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

◆水道の使用開始・中止の届出はお済みですか？

町水道事業給水条例により、水道を使用する際には「使用開始届書」、使用しない際には「使用中止届書」の提出が必要です。

中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しないときであってもその料金を徴収します。

届出をしないで水道を使用すると…

正当な理由なく届出をしないで水道を使用した場合は、詐欺その他、不正の行為によって水道料金等を免れた者と判断し、水道法及び町水道事業給水条例等の定めにより、厳しい処分が適用されますのでご注意ください。

※上下水道料金のお支払い方法については、町ホームページ(<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>)をご確認ください。

☆お問合せ 上下水道課 ☎75-6025

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分

傾聴サロンよりお知らせ

心が軽くなるおしゃべりと、簡単な手芸で一緒に楽しい時間を過ごしませんか？美味しいお菓子とお茶もあります。事前予約や持ち物は不要ですので、お気軽にお越しください。

☆日 時 4月11日(金) 午後1時～午後3時(時間内出入り自由)
☆場 所 藤崎老人福祉センター 集会室
☆手芸内容 ペットボトルのキャップで可愛いお花畑作り
※傾聴サロンは、毎月2回開催しています。各月の開催日は広報1日号でお知らせします。

☆お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197

協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ)青森支部は、主に県内の中小企業にお勤めの従業員とご家族が加入する健康保険です。

令和7年度における青森支部の健康保険料率及び全国共通の介護保険料率は、次のとおりとなります。

☆健康保険料率 9.85%(現行：9.49%)

☆介護保険料率 1.59%(現行：1.60%)

各都道府県の健康保険料率は、主に地域の医療費水準に基づき算出されますが、青森支部は全国に比べ、医療費の伸びが大きかったことから、健康保険料率は3年ぶりの引き上げとなりました。

加入者及び事業主の皆さまのご理解の程、よろしくお祈りします。

☆お問合せ 全国健康保険協会青森支部 ☎017-721-2799

消防署からのお知らせ

◎春の火災予防運動

「守りたい 未来があるから 火の用心」

4月14日から20日まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から皆さんの大切な命や貴重な財産を奪います。万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント(4つの習慣・6つの対策)」を実行し、自分の家は自分で守るように心掛けましょう。

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

◎山火事に注意を！

山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は、1年のうちで最も山火事が発生しやすい季節です。貴重な森林を山火事から守るため、火の取扱いに十分注意してください。

◎枯草・枝等の焼却による火災に注意を！

毎年4月・5月は、枯草や枝等の廃棄物を焼却し、強風にあおられ周囲の可燃物に燃え広がる火災が発生しています。

廃棄物の焼却は原則禁止されていますが、農業等を営むためにやむを得ず焼却する場合は、次のことに注意してください。

- 風の強い日には燃やさない
- 一度に大量に燃やさない
- 燃やしている時は目を離さない
- その場を離れる時は、完全に消火したことを確認する

☆お問合せ 消防本部予防課 ☎32-5104 東消防署北分署 ☎75-3333

ベビー&キッズおさがり交換会を開催します

☆日 時 5月11日(日) 午前9時30分～午後1時

☆場 所 ふれあいずーむ館

◎物品を募集します

☆受付期間 4月1日(火)～4月30日(水)

☆受付時間 午前10時～午後5時

☆受付場所 (有)酒舗岩谷、ふれあいずーむ館事務所

☆持ち込めるもの

子ども服(新生児～160cm)、絵本、おもちゃ、靴、サンダル、ベビーカー、チャイルドシート、雑貨類等

☆持ち込めないもの

おまる、使用済み下着・水着、開封されたおむつ等の衛生用品、シミ・汚れ・破れ等が広範囲にわたるもの、サイズが不明なもの、破損・部品の不足があるもの等

☆お問合せ 藤崎停車場通りけやぐ組 岩谷 ☎090-1398-5568

地域おこし協力隊 工藤 ☎080-1659-9464

津軽広域連合からのお知らせ

◎「津軽の名人・達人バンク」利用者募集

「津軽の名人・達人バンク」は、学校・施設・団体・サークル・企業等の活動で講師が必要なおき、目的に合わせて利用できるような津軽地域の様々なジャンルの講師をまとめた人材情報を紹介しています。

講師をまとめた「津軽の名人・達人バンク登録者名簿」はどなたでも自由に利用できます。

☆利用方法

希望する講師を見つけたら、名簿に掲載されている連絡先へ直接日程や費用などをお問合せください。

☆指導内容一例

体操、ダンス、伝統工芸(こぎん刺し・津軽塗・金魚ねぶたなど)、フラワーアート、クラフト製作、健康づくりの指導、生活に関する豆知識を学ぶ講座など幅広い分野の方が講師として登録しています。

※自分の特技を講師として指導できる方も募集しています。

個人と団体(企業・サークルなど)の講師登録ができます。

※名簿は津軽広域連合のホームページからダウンロードできます。

希望者には郵送可能ですのでお気軽にご連絡ください。

◎地元の魅力を情報発信！地域資源特派員募集

津軽の美しい自然や風景、地元のお祭り、歴史的なものを写真やイラストでお寄せいただき、簡単なコメントと一緒に投稿していただける方を募集しています。

☆募集テーマ

- ①あなたのまわりの“季節を感じる”もの
- ②まちで見かけた“時代を感じる”もの
- ③あなたのまちの“奇祭・奇習”など

☆対象者

藤崎町・弘前市・黒石市・平川市・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村に在住、通勤、通学されている方

☆投稿方法

特派員登録後に簡単なコメントと写真やイラストを添えて、郵送又はメール(rengou@tsugarukoiki.jp)で投稿してください。

○郵送の場合、専用用紙と返信用封筒を送付

○投稿はペンネームも可

☆レポートの公表

投稿レポートは「地域資源レポート」として、津軽広域連合のホームページ、公式フェイスブック・エックス・インスタグラム、津軽広域連合の広報紙で紹介します。



☆お問合せ 津軽広域連合 総務課総務企画係

〒036-8003 弘前市大字駅前町9番地20ヒロ口3階 ☎31-1201

労働相談会のお知らせ

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が無料で相談に応じます。(秘密厳守・予約優先)

☆開催日時

○4月3日(木) 午後1時30分～午後3時30分

○4月20日(日) 午前10時～正午

☆対象者 県内の労働者、事業主

☆リンク <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/roi/roi-sodankai.html>

☆場所・お問合せ 青森県労働委員会 ☎017-734-9832

ふじワングランプリ2025出店者募集中！



ふじワングランプリ
の詳細はこちら



ふじめぐり総選挙
の詳細はこちら



ふじめぐり総選挙2025参加店舗募集中！